

平成29年第3回邑楽町議会定例会議事日程第5号

平成29年9月15日（金曜日） 午前10時開議

邑楽町議会議場

- 第 1 発議第2号 塩井早苗議員に対する懲罰の件
- 第 2 発議第3号 黒田重利議会運営委員長に対する辞任勧告決議案
- 第 3 閉会中の継続調査報告について
- 第 4 発議第4号 中央公民館建設に係る意見書提出について
- 第 5 議員派遣の件について
- 第 6 閉会中の継続調査について

追加議事日程

- 第 1 塩井早苗議員に対する懲罰の件

○出席議員（13名）

1番	黒田重利	議員	2番	大賀孝訓	議員
3番	瀬山登	議員	4番	松島茂喜	議員
5番	塩井早苗	議員	6番	原義裕	議員
7番	松村潤	議員	8番	神谷長平	議員
9番	半田晴	議員	10番	坂井孝次	議員
11番	大野貞夫	議員	12番	田部井健二	議員
14番	小島幸典	議員			

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
大舩一	副町長
大竹喜代子	教育長
関口春彦	総務課長
横山淳一	企画課長
金井幸男	税務課長
阿部昌弘	住民課長
橋本圭司	安全安心課長
橋本恵子	健康福祉課長
久保田裕	子ども支援課長
小林隆	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
森戸栄一	商工振興課長
松崎嘉雄	都市建設課長
山崎健一郎	会計管理者 兼会計課長
中繁正浩	学校教育課長
半田康幸	生涯学習課長

○職務のため議場に参加した者の職氏名

田部井	春彦	事務局	長
内田	知栄	書	記

◎開議の宣告

○小島幸典議長 これより本日の会議を開きます。

本日の議事の日程は、配付したとおりであります。

〔午前10時02分 開議〕

○小島幸典議長 暫時休憩します。

〔午前10時02分 休憩〕

○小島幸典議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前10時17分 再開〕

◎日程第1 発議第2号 塩井早苗議員に対する懲罰の件

○小島幸典議長 日程第1、発議第2号 塩井早苗議員に対する懲罰の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、塩井早苗議員の退場を求めます。

〔塩井早苗議員退場〕

○小島幸典議長 提出者から趣旨説明を求めます。

松島茂喜議員。

〔4番 松島茂喜議員登壇〕

○4番 松島茂喜議員 発議第2号 塩井早苗議員に対する懲罰動議についての趣旨説明をさせていただきます。

お手元に配付されているその理由を朗読することによってかえさせていただきたいと思います。

理由。平成29年9月11日開催の産業福祉常任委員会では、欠員となっている議会運営委員の選出について協議を行った。その協議中、塩井早苗議員が松島茂喜議員に対し、「きょうは会議が大丈夫だと言っているのもご都合主義、きょうはお店がお休みだから」と発言した。さらに、「いつまでも大丈夫だから」と3回発言した。この発言は、松島茂喜議員の私生活にわたる発言であることは明らかであり、地方自治法第132条に該当する。

なお、塩井早苗議員が発言した「きょうは会議が大丈夫だと言っている」との言葉は、この会議中において松島茂喜議員が発言した事実はない。

以上の理由により、塩井早苗議員に対し懲罰動議を提出する。

以上でございます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

瀬山登議員。

○3番 瀬山 登議員 私、産業福祉常任委員会の委員長という立場からちょっと述べさせていただ

きます。

今回発生したとされる懲罰問題、産業福祉常任委員会会議中に起きたことなので、私の場合、委員長の立場から、経緯と主観を述べさせていただきます。本年9月11日、この日予定されていた各課の決算及び事業実績説明が大体16時ごろ終了いたしました。その後常任委員だけの会議を開きました。その他の項目で、松島委員の発議で、現在は議会運営委員が1人産業福祉常任委員会から不足している。議会の正常化のために委員を出すべきだと提案されました。委員長として、この件につきましては、本年5月22日の産業福祉常任委員会の会議の中で、人選のときに、瀬山委員長、坂井副委員長が互選決定されました。その後、産業福祉常任委員会から議会運営委員会への委員の選出では、委員長、副委員長は自動的に決定。塩井委員については、副議長の立場からオブザーバーで参加するので、1名委員選出のときに受託すべき委員の大野委員、神谷委員、松島委員からの選出を求めたところ、3委員同じ答弁で、出られませんので、決められませんでした。結果として、産業福祉常任委員会からは1名の委員は出されませんでした。議会運営委員会会議でも、5名の委員で2年間頑張りましょうと意思統一できたわけで承認されました。以前に決定したことが、松島議員から提案を受け、その後委員会では1時間以上議論が交わされました。私は委員長として、議長、議会運営委員長からの要請は改めて聞いておりませんでしたので、その意見を聞きたいと慎重に取り扱うことと思ひ、本日の決定はできない。十分に審議を行ってから採決しますので、相当の時間を要すると思ひますので、あしたの委員会で審議からやり直す宣告を述べたところ、松島委員から、時間は幾らかけても構わないからというような、十分審議して産業福祉常任委員会から1名出すことの決をとるべきだと述べられて、時間も間を置くこともなく、塩井議員の発言だと思ひますが、委員の席が隣同士なので、松島委員の発言が終わる間もなく、委員長の次の発言権の指名を求める間もなく、自己発言で今回の言葉があったかなと、私は個人的には私語のことかなと思ひておりました。侮辱した正式な発言ではないと思ひますので、内容は、松島委員はきょうは店が休みだからと、いろいろあったようなのですけれども、私としてはこの問題は、塩井議員の懲罰問題について委員会をつくってかけることをぜひとも取り下げただけであればと思ひて発言したわけです。それについて質問します。取り下げしてほしいと思ひますので、質問します。

○小島幸典議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 私は、法に基づいての手續を行っておりますので、取り下げる意思はございません。

○小島幸典議長 瀬山登議員。

○3番 瀬山 登議員 今回の問題ですけれども、議員が議員同士の問題にして、お互い信頼がだんだん薄れていく。信頼がなくなっていく。そうしますと、町民にとってやはり町議会が信用できない問題になっていくと思ひますので、町民のためにも議員同士の問題提起は何とかならないものかと思ひていますので、それについてお伺いします。

○小島幸典議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 私たち議員は、選挙を通じて町民の方々から選出をいただいて、この場におけるわけです。当然町民の代表ですから、その議会の中のルールと規律、そういったものを守る我々には義務があると思っています。その規律やルールに違反した場合には、やはり懲罰といった法で認められたことがあるわけです。ですから、やはり、瀬山議員おっしゃること私もわかりますが、けじめはしっかりつけていただく。そして、次に進んでいく。やはり法に反したことがあれば、それは認めていただいて、そして議会でしかるべき措置をし、それからまた次のステップに行く。これは当然のことだというふうに私は考えておりますので、民主主義の原則からいって、私がこういった形で懲罰を出させていただくというのは法にのっとった、先ほど言いましたけれども、行為だと思っています。

以上です。

○小島幸典議長 ほかに質疑ありませんか。

坂井孝次議員。

○10番 坂井孝次議員 私は、松島議員に質問させていただきます。

以前の全員協議会でも言っているのですけれども、こういう問題を、こういう問題というのは、いろいろ判断によって、人によって問題が大きい小さいが違いますけれども、そういう問題を議員同士で一々列挙しながら、懲罰的な行動をやると、お互いがやられた、やったというのをやり返しになると思うのですけれども、私はこれは決していい方法ではないと思うのです。町の人たちもこんなことは喜んでいないと思います。なぜならば議会の議員というのは、町のためにみんな一生懸命やっているわけです。行き違いもあるでしょう。法律に間違っただのがあったら、それはしょうがないと思っていますけれども、基本的に考えていただきたいのは、そういうやりとりばかりしていいのか。これをやると必ずやっている人、やっている人というのは言葉悪いかもしれませんが。こういう提案している人、そのかわり提案された人。今度はその人たちがあなたたちの行動をよく見ていて、俺は今度はやり返してやるという心が普通だったら誰でも湧いてくるわけです。こういうことを私はやるべきではないと思うのです。だから、寛容の精神を持って、こういうことはやっぱり取り組んで、お互いが町のためにいい政治をやっているという形で取り組むという考えなのですけれども、その辺の考えはいかがでしょうか。

○小島幸典議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 先ほども申し上げましたが、私も坂井議員がおっしゃること、よく私も理解できます。私も正直言いまして本意ではありません。ただ、議会には規律、ルールがあるのです。しっかり地方自治法に今回は定められていることに違反しているということなので、私も出させていただきました。その前に、中央公民館建設特別委員会でも私の妻に関係する発言もありました。そのときは私のほうから逆に発言をとめさせていただいて、それでおさまったという形でありまし

たけれども、今回は2回目であります。やはり寛容の気持ちといっても、何度も何度も同じことが、こういった懲罰を科さなければ何度も何度も繰り返される懸念がある。そういうことになってしまうと正常な議論というのはできないのです。ですから、私は正常な議会に戻すためにも、正常な議論がお互いに平等の立場でできるようになるためにも、今回の懲罰動議を出させていただいております。

以上です。

○小島幸典議長 坂井孝次議員。

○10番 坂井孝次議員 松島議員の言われることは、私よく理解しています。1回だけではなくて2回もやられたということで言われていますし、それは1回より2回のほうがパンチ力は強いでしょうから。だけれども、世の中には3回まではということもありますよね。物事にはそういう社会通念上で、これだけ言われたら、こんなこと言うのではないとかそういうことを、例えば親であれば子供に対してそういうことを言います。そういう形からいってみても、何度も何度もということの裏には、何でこういうことが出てきたのかということを考えなければいけないと思うのです。今瀬山委員長が言われたように、審議が不十分だからもう少しやってくれということを経験から言われました。何回も言われました。そうしたら、委員の中から、そんなのはもう結果わかっているのではないかと。私も考えれば3対2で負けるということはわかっています。わかっています。だけれども、それはそういう票の優位性があるから俺は何でもできるというふうに言われているほうは理解されてしまうのです。私は、そういうものに対しては非常に、今2回も言われたからということのはわかるのですけれども、やっぱり議会をうまく進めるため、みんなが和議を持って議事を進めるためには、一方これについては撤回していただくという考えは、ぜひもう一度再考していただくと助かるのですが、いかがでしょうか。

○小島幸典議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 撤回をする気持ちがあるようであれば、最初からこういった動議は私は提出はいたしておりません。

以上です。

○小島幸典議長 ほかに質疑ありませんか。

坂井孝次議員。

○10番 坂井孝次議員 わかっているつもりで言っていますけれども、やはり言うことによって相手の心にそういう寛容の心が芽生えてくるかなと思って言っております。ですから、こういうこと自体が実際にあったことですから、これは基本的に動議に関しては仕方ないと思っていますが、ぜひ皆さんのほうからも、こういうお互いが言ったり言われたり、こういう議員同士でこれだけはこれからはやらないようにぜひ考えていただきたいと思います。松島議員には、私は撤回する考えはありません。あるのだったら最初から言いませんということを言われましたので、理解しています。

以上です。

○小島幸典議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 寛容の心、仏の顔も三度までとおっしゃりたいのでしょうかけれども、私も人間ですから、当然持ち合わせております。ただ、何度も申し上げますが、やはり規律、ルールというのは守っていただく。そして、こういったことがもしかしたら私も今後誰かから出されるかもしれません。しかし、法をちゃんと理解して、遵守していれば、そういった発言はされないと思えます。ぜひとも、もしこういった動議を出してほしくなければ、やはりその辺はしっかり理解をされて発言をされるべきだと、私はそのように考えております。

以上です。

○小島幸典議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

塩井議員から、本件について一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 異議なしと認めます。

よって、塩井早苗議員の一身上の弁明を許可することに決定しました。

塩井早苗議員の入場を許可します。

〔塩井早苗議員入場〕

○小島幸典議長 塩井早苗議員に一身上の弁明を許可します。

塩井早苗議員。

〔5番 塩井早苗議員登壇〕

○5番 塩井早苗議員 まず、懲罰動議を提出された松島議員、大野議員、それから神谷議員に対しおわび申し上げます。また、議員の皆様や執行部の皆様には、この貴重な議会の時間を頂戴し、心を煩わせてしまっていることに対しておわび申し上げます。

私が9月11日の産業福祉常任委員会で発した言葉は、決して松島議員に対し侮辱しようとしたわけではございません。あのとき、審議がまだ不十分なので、採決を急がず、もっと審議を続けるべきだ。そして、慎重審議の結果、採決に至るべきだろうということを再三申し上げておりました。そのとき瀬山委員長からも、きょうは決算について、また行政実績報告書について各課からの説明を受けまして審議をし、終了しました。その他の項目のところで提案があったわけですが、産業福祉常任委員会からももう一人議会運営委員会に誰かを出すべきだということが提案されました。そのことについて審議をいたしました。審議は長い時間にわたりましたが、まだまだ審議が不

十分と感じました。このまま審議をもっと続けましょうという意味で、私はこのことを発言したとか、指名を受けて発言したわけではございませんが、やじではなくて、松島議員の隣に座っていましたので、松島議員に向かいまして私は、きょうは松島議員も大丈夫でしょうから、しっかりと審議をしましょうと、そういうふうにしたわけではございません。私もこのことが懲罰動議にかけられるとは思いません。また、そのぐらいの意味の発言ではございません。

私は、今までずっと人を助ける仕事をしてきました。人の命を助け、人の困っているところを助ける仕事でございます。それには人を差別することは決してございません。その私が松島議員に対して侮辱するようなことも、また決してございません。それは誓って申し上げます。

ですから、こういうことで、私が発言したことに対して松島議員のお怒りを買ってしまったわけですが、そのことに対しては申しわけない発言をしましたというふうに申し上げたいと思います。

昨日、そここのところのテープをお借りしました。そして、どういうことを私が発言しているのだろう。自分自身がこんなに人をばかにしたようなことを発言したのだろうかということを反省しなくてはならないので、そのテープを何度も聞いてみました。私は、その中では決して松島議員を侮辱しているというようなことはございませんし、きょうはお店が大丈夫だからという言葉もちらっと言ってしまっています。確かに言っております。だから、審議を続けましょうという意味の言葉でございます。言葉というのは、自分が言った言葉をそのまま相手がとれば何の問題も起きないわけですが、同じ理解の上で立てるということですが、自分がそうではない発言をしたのにそうではないふうに見えるというのは世の中たくさんございますので、こういう事態になってしまったのだろうと。私はこのことに対して、自分の不規則発言と言っていいと思うのですが、そのことに対してはととても反省しておりますし、今後このようなことがないように注意していきたいと思います。ありがとうございます。

○小島幸典議長 塩井早苗議員の退場を求めます。

〔塩井早苗議員退場〕

○小島幸典議長 お諮りします。

懲罰の議決については、会議規則第110条の規定によって、委員会の付託を省略することができないことになっています。よって、本件については、11人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、11人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第

6条第4項の規定によって、黒田重利議員、大賀孝訓議員、瀬山登議員、松島茂喜議員、原義裕議員、松村潤議員、神谷長平議員、半田晴議員、坂井孝次議員、大野貞夫議員、田部井健二議員、以上、11人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました11人の方を懲罰特別委員会の委員に選任することに決定しました。ただいま選任しました懲罰特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩します。

〔午前10時46分 休憩〕

○小島幸典議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時08分 再開〕

○小島幸典議長 先ほど選任いたしました懲罰特別委員会における正副委員長の互選について報告がありましたので、その結果について報告します。

懲罰特別委員会では、委員長に田部井健二議員、副委員長に大野貞夫議員が選出されました。暫時休憩します。

〔午前11時08分 休憩〕

○小島幸典議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 1時15分 再開〕

◎日程の追加

○小島幸典議長 塩井早苗議員に対する懲罰の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決します。この採決は起立によって行います。

塩井早苗議員に対する懲罰の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○小島幸典議長 起立多数。

よって、塩井早苗議員に対する懲罰の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 塩井早苗議員に対する懲罰の件

○小島幸典議長 追加日程第1、塩井早苗議員に対する懲罰の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、塩井早苗議員の退場を求めます。

〔塩井早苗議員退場〕

○小島幸典議長 本件について、懲罰特別委員長の報告を求めます。

田部井健二懲罰特別委員長。

〔田部井健二懲罰特別委員長登壇〕

○田部井健二懲罰特別委員長 本委員会に付託された塩井早苗議員に対する懲罰の件について、審査の結果、次のとおり決定したので、邑楽町議会会議規則第76条の規定により、別紙陳謝文案を添え、報告します。

1、懲罰事犯の有無については、懲罰を科すべきものと認める。

2、懲罰処分の種類及び内容については、公開の議場における陳謝とする。

3、理由として、本委員会は、9月11日開催された産業福祉常任委員会での会議中における塩井早苗議員の発言は、松島茂喜議員の私生活に関する発言であり、地方自治法第132条違反に該当すると認定したものであります。

以上。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

塩井早苗議員から、本件について一身上の弁明をしたいという申し出があります。

お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 異議なしと認めます。

よって、塩井早苗議員の一身上の弁明を許可することに決定しました。

塩井早苗議員の入場を許可します。

〔塩井早苗議員入場〕

○小島幸典議長 塩井早苗議員に一身上の弁明を許可します。

塩井早苗議員。

〔5番 塩井早苗議員登壇〕

○5番 塩井早苗議員 弁明ということでございますが、先ほど申し上げたとおりでございます。

以上です。

○小島幸典議長 塩井早苗議員の退場を求めます。

〔塩井早苗議員退場〕

○小島幸典議長 これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより塩井早苗議員に対する懲罰の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、委員会起草による陳謝文により、塩井早苗議員に陳謝の懲罰を科すことです。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、塩井早苗議員に陳謝の懲罰を科すことは可決されました。

塩井早苗議員の入場を求めます。

〔塩井早苗議員入場〕

○小島幸典議長 ただいまの議決に基づいて、これから塩井早苗議員に懲罰の宣告を行います。

塩井早苗議員に陳謝の懲罰を科します。これから塩井早苗議員に陳謝をさせます。塩井早苗議員に陳謝文の朗読を命じます。

塩井早苗議員。

〔5番 塩井早苗議員登壇〕

○5番 塩井早苗議員 陳謝文。

私は、平成29年9月11日の産業福祉常任委員会における議会運営委員の選出の件に関する議事中、松島茂喜議員に対し、私生活にわたる不適切な発言をしてしまいました。松島茂喜議員が発言した事実がないにもかかわらず、このような他人の私生活にかかわる言辞を弄したことは、地方自治法第132条違反であり、弁明の余地はありません。

また、議会の品位を保持し、規律を守るべき議員の職責に鑑みれば、このような私の言辞は到底許されるものではありません。まことに申しわけありませんでした。

ここに深く反省し、誠意を披瀝して、陳謝いたします。

平成29年9月15日。邑楽町議会議員、塩井早苗。

◎日程第2 発議第3号 黒田重利議会運営委員長に対する辞任勧告決議案

○小島幸典議長 日程第2、発議第3号 黒田重利議会運営委員長に対する辞任勧告決議案を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、黒田重利議会運営委員長の退場を求めます。

〔黒田重利議会運営委員長退場〕

○小島幸典議長 提出者から趣旨説明を求めます。

松村潤議員。

〔7番 松村 潤議員登壇〕

- 7番 松村 潤議員 発議第3号 黒田重利議会運営委員長に対する辞任勧告決議案、提案理由の説明を申し上げます。

黒田重利議会運営委員長に対する辞任勧告決議

本議会は、黒田重利議会運営委員長に対し、議会運営委員長を辞任するよう勧告する。

以上決議する。

理由でございます。去る平成29年6月議会において、本議会は、黒田重利議会運営委員長に対する不信任決議案を賛成多数で可決しました。この議決に辞職や辞任などを決定する法的拘束力は無いが、本議会が黒田重利議員を議会運営委員長として信任しないという意思決定を行ったことは、紛れもない事実であります。

これは、本議会の総意であることは、民主主義政治の基本原則から見ても明らかであります。

また、全国町村議会議長会編集「議員必携」の41ページには、決定した議会の意思（議決）は、もはや議員個々の意思から独立したものとなり、議会全体の統一した意思ということになる。たとえ議決とは反対の意思を表明した議員であっても、その議会の構成員である以上、議決の宣告があったときから成立した議決に従わなければならないことになると明記されております。しかし、平成29年9月5日開催の議会運営委員会では、同委員から委員長席からの退席を促されたにもかかわらず、そのまま委員長席にとどまり、議事を進行した。この行為は、議会の意思を尊重せず、民主主義政治を否定するものである。

ゆえに、本議会は、黒田重利議会運営委員長に対し、辞任を勧告するものである。

以上です。

- 小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

坂井孝次議員。

- 10番 坂井孝次議員 質問いたします。

黒田重利議員は、何で委員長不信任をやられたかということ、携帯が鳴ったということです。ここにありますがけれども、それと議員の品位にかかわるとかいろいろあります。でも、これに関しては、皆さんがそういう形で決めたからということですがけれども、その前に、今ここにもありますがけれども、法的拘束力がないという中であって、なおかつこれを決めるというのは、私はいかがかと思えます。拘束力はないのです。だから、拘束力がないのをわかっていて、それで、それでは困るからということで委員会です。基本的に順序が間違っていないですか。私は間違っていると思えます。

- 小島幸典議長 松村潤議員。

- 7番 松村 潤議員 私は、この件に関しましては、この議場ですね、町の一切を決定する、議決するこの議場でのあのベル事件については、これは大変なことであると、このように私は思っております。またその不信任案が提出されまして、可決されました。にもかかわらず、確かに拘束力

はございませんけれども、やはり一つの我々も議会、邑楽町議会の組織の一人でございます。そういった組織の一人として、そういった行いをしたことに対しては、やはり自分自身が決断をすべきだと、このように私は思っております。しかし、その決断が、なかなか自分の考え方、あるいはまた自分の信条によって、先ほど議員の中でも話されましたけれども、私はそれでいいと思います。自分自身の考え方としてはそれでいいと思います。しかし、この一つの組織体の一人としていかがなものかと思ひまして、不信任案が出まして可決されました。それでもなおかつ自分の意思を、反省していないということに対しては、これはさらに今言った辞任勧告は私は必要だと、こういうふうに思っております。

○小島幸典議長 坂井孝次議員。

○10番 坂井孝次議員 私は、それを聞いているのではないのです。私は、それを聞いているつもりはありません。だから、今こうやって辞任勧告決議案というのを出したときに、皆さんがこういう形が本当にベターなのかというのをもう一度考えてもらいたいのです。ベストなのかということ。確かにベルが鳴りました。本人も議長に注意されて謝りました。それで、なおかつ謝罪文も書きました。それでも許せないという問題ではないだろうと私は痛切に思っているのです。それなのにこういう形でやるということは、やり過ぎだと思っている。それを聞いているのです。

○小島幸典議長 松村潤議員。

○7番 松村 潤議員 これは見解の相違だと思います。

○小島幸典議長 坂井孝次議員。

○10番 坂井孝次議員 見解の相違であることは間違いないでしょう。ただし、組織を運営する上で、こういうことは拘束力がないということは周知の事実ですよ。周知の事実としてここにも文書いてありますよね。それなのに、何でそれが守れないのですか。順序が一番最初それでしょう。違いますか。

○小島幸典議長 松村潤議員。

○7番 松村 潤議員 もとをただせば、やはり黒田議員のことから起きているわけですよ。しかし、そのことに対して、自分からやめないということを言って、今日まで引っ張ってきました。自分がやめないと言って、なかなかそれをやめるということは言えないということもありますので、だったら自分からやめないのであれば、やはりやめさせてやることも私は必要かなと、こういうふうに思っております。

○小島幸典議長 坂井孝次議員。

○10番 坂井孝次議員 決まりの中で拘束力はなくて、本人がしかも私は一生懸命やりますと言ってあるわけですから、それをやめさせるのは全く私はないと思うのです。ぜひ説得してください。私これはわかりません。

○小島幸典議長 松村潤議員。

○7番 松村 潤議員 何回かそういった機会があったと思います。本人も、先輩議員にやめたいと、このような話をされたと伺っております。しかし、日がたつにつれて、その考え方はなくなってしまった。これは聞いた話で確認はとっておりませんので、同僚議員のほうからそんな話を聞きましたので、なかなかそういうふうに自分でやめたいと決意しながらもやめられない、その理由があったと思うのですけれども、そのことがかえって本人がこういうかたくなになってしまったのではないかなと、こういうふうに私は思っています、ここはひとつ、自分で決められないのであれば私たちが決めてあげることも必要かなと、こう思っています、こういう提案をさせていただきました。

○小島幸典議長 坂井孝次議員、3回過ぎたので、まとめてお願いします。

○10番 坂井孝次議員 言われることはわからないわけでもありません。でも、拘束力がないということは、本人に対してやめなくたっていいのだよということになるわけですよ。拘束力はないのですから。あるのなら別です。そういう判断をされているわけです。だから、私はこれはちょっとやり方が違うと思います。

○小島幸典議長 ほかに質疑ありませんか。

瀬山登議員。

○3番 瀬山 登議員 今回なぜ黒田委員長に辞任勧告する、決定する意見をここで議決することを求めるわけですか。

○小島幸典議長 松村潤議員。

○7番 松村 潤議員 先ほども申しましたけれども、本人がやめないということを言っています、なかなか踏ん切りがつかない。ここでやはり踏ん切りをつけさせてあげようと、こういう思いです。

○小島幸典議長 瀬山登議員。

○3番 瀬山 登議員 本人がやめない、やめないと申し上げているのですから、何も議員が無理やりここで可決して勧告する必要はないのではないのでしょうか。私は、やはり議会運営委員長が、けさも会議の中で、私は皆さん委員を決めるときに誰も受けてくれない。みんなできない、できないと申している、私が委員長として引き受けて、一生懸命この議会をまとめていくのだという威勢で出たわけです。それにもかかわらず、今度は、最初に総務教育常任委員会の委員長が気に入らないから賛成多数で不信任。次に今度は、議会運営委員長が携帯鳴ったのを、まだ反省してやめないから、また賛否とって、やめろ勧告。今度は塩井議員のことの、さっきも侮辱罪で全員で処罰を立件している。いずれも議員が議員の信頼を傷つけてしまいますので、信頼関係がなくなってしまう。ですから、町民から邑楽町議会は信用を受けるに対しても、議員同士の発議に対するやめさせる行為はいかかなものと思うのですけれども、松村委員長がこれを出した人だけでも、その辺どう思いますか。

○小島幸典議長 松村潤議員。

○7番 松村 潤議員 私は、委員長、そういった重責に就任したならば、確かに先ほど議員の中で、

自分の全生命をかけて、どんなことがあってもやり抜くのだと、これは結構な話であります。しかし、委員長として、そういう不祥事といいますかそういうことを起こしたことに對しては、やはり自分から反省をするのであるならやはり一步下がっていく。これも私は一つの責任のとり方かなと、こういうふうに思っております。

○小島幸典議長 瀬山登議員。

○3番 瀬山 登議員 それでは、松村議員は、黒田議員が携帯に対して謝罪文を入れたのは、それで済ませない。まだまだもっと責任をとれということですか。

○小島幸典議長 松村潤議員。

○7番 松村 潤議員 謝罪文は謝罪文として私は受け取りました。しかし、やっぱり議会運営委員長、この重責というものは、私は議会をまとめていく議長に次ぐ責任があるのです。職責かなと思っております。ですから、そういった重い職責のある方がそういう行為をしたことについては、やはりその謝罪文だけで済む。これはこの議会、一切を決める町の重要なものを決めていく議場での出来事です。果たして謝罪文だけで済むのかな、私はこう思ひまして、こういう形をとらせていただきました。

○小島幸典議長 瀬山登議員、3回過ぎたので、まとめでお願いします。

○3番 瀬山 登議員 ここでどうしても採決をとって勧告するというのであれば、それもまた拘束力がないわけですので、あくまでも黒田議員には、私はぜひこのまま職責を全うするよう思っております。皆さんも慎重な審議をひとつお願いしたいと私は思います。

○小島幸典議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

ただいま除斥されています黒田重利議会運営委員長から、地方自治法第117条ただし書きの規定によって、会議に出席して発言したいとの申し出があります。

お諮りします。この申し出に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 ご異議なしと認めます。

よって、黒田重利議会運営委員長の申し出に同意することに決定しました。

黒田重利議会運営委員長の入場を許可します。

〔黒田重利議会運営委員長入場〕

○小島幸典議長 黒田重利議会運営委員長の発言を許可します。

黒田重利議会運営委員長。

〔黒田重利議会運営委員長登壇〕

○黒田重利議会運営委員長 私のために貴重な時間をどうもありがとうございます。私のほうから弁明ということですが、まず私が議会運営委員長になった経過といたしまして、これが5月22日の臨時会にさかのぼるということになります。そのときの臨時会は大変いろんなことがありまして、皆さんがいろんな役をやると。1人の議員にたくさんの役がついてしまうと、これはまことにあってはならないのではないのかという中で議会運営委員会。先ほど言った会議の中、総務教育常任委員会のときに先輩議員から、若い者が上に上がって、要するに議会運営委員会に行って勉強してこいよというお言葉を私はいただいたのを覚えております。それで、私はそのまま議会運営委員会に上がりました。そのときに、ほかの委員も委員長、いろんなことをやっていたらしゃるので、時間的にも余裕があると。あと、皆さんが、みんなが応援をするから、黒田君頑張ってくれと、そういう気持ちをいただきました。私は、その気持ちに今も一生懸命応えてやっていこうと思っております。

自分自身、携帯電話を、アラームを鳴らしてしまった。これはまことに申しわけないと謝罪文を出させていただきました。その後に議会運営委員会で決めろという話が全員協議会でも出ました。議会運営委員会で決めたことというのでしたので、私はどんな処分でも受けますということで、その席を外して委員会を開いていただきました。その結果、頑張ってくれというのもいただきました。これでまた自分の気持ちを新たに、この職責を全うしようと新たに心に誓い、今この場所にいます。その思いも今、私も一片の曇りもなく職責を全うしようと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

○小島幸典議長 黒田重利議会運営委員長の退場を求めます。

〔黒田重利議会運営委員長退場〕

○小島幸典議長 これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより発議第3号 黒田重利議会運営委員長に対する辞任勧告決議案を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○小島幸典議長 起立多数。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

〔黒田重利議会運営委員長入場〕

◎日程第3 閉会中の継続調査報告について

○小島幸典議長 日程第3、閉会中の継続調査報告についてを議題とします。

中央公民館建設特別委員長から調査の報告を願います。

松島茂喜中央公民館建設特別委員長。

〔松島茂喜中央公民館建設特別委員長登壇〕

○松島茂喜中央公民館建設特別委員長 中央公民館建設特別委員会の調査報告をいたします。

お手元に配付をさせていただきました報告書を朗読することでかえさせていただきますと思います。

中央公民館建設特別委員会調査報告書。現状と課題ということでございます。既存する邑楽町公民館をはじめとする社会教育施設の老朽化に伴い、将来的な人口減少や高齢化社会を見越した施設の集約化を図るため、町では平成24年10月から建設検討委員会を中心に具体的な検討を進めてきた。議会においても、平成26年2月に「邑楽町議会中央公民館に関する勉強会の結果報告について」と題し、町に意見書を提出した。ここでは、事業費の総額を15から16億円の範囲内とすること。建設場所は北広場とすること。さらに、基金を事業費の20%に近づけるよう積み立てることの3項目を議会の総意として町長に申し入れを行った。しかし、近年の建設資材や人件費などの高騰により、予定された事業費の増額が見込まれる状況が発生し、町民の負担が増大する懸念が生まれてきた。さらに、施設使用料の減免基準が明確でないことも明らかとなり、文化施設と体育施設の使用料の格差が浮き彫りとなった。

次に、中央公民館建設特別委員会の設置について申し上げます。平成27年6月議会定例会において、中央公民館にかかわる問題として、イニシャルコスト、ランニングコスト及び施設使用料、さらには中央公民館開館後における既存公民館の取り扱いが懸念されることから、議会として調査研究を行い、町民に対する説明責任を果たすため、中央公民館建設特別委員会を設置いたしました。

次に、設計業者の民事再生法適用申請についてでございます。当委員会が設置されてわずか10日後の平成27年6月29日、設計業者である株式会社日総建が東京地裁に民事再生手続の申し立てを行い、受理されました。これにより、事業継続が不透明となり、結果的には約3カ月にわたり事業が中断される事態となった。当委員会としては、町執行部に対して原因の究明、改善及び町民への周知を強く求めました。

次に、視察調査報告といたしまして、平成27年9月議会定例会において、同年8月18日に行った明和町ふるさと産業文化館並びに板倉町中央公民館の視察調査結果を報告した。報告内容については、上記のとおりであるため、省略をいたします。

次のページへ移ります。情報交換会の開催についてでございます。当委員会では、既存文化的施設、おうらヤングプラザ、邑楽町公民館、長柄公民館の3施設の利用者との膝を交えた意見交換会を行うため、平成27年11月9日、同年11月30日及び同年12月7日の3日間にわたり情報交換会を開催した。参加団体数は合計124団体、参加人数は合計169名であった。この情報交換会では、まず当委員から経過報告を行い、質疑応答とした。質疑及び意見の主な内容は次のとおりである。

- ①、議員と参加者（利用者）では立場が全く違うので、この会議は意味がない。
- ②、うまく運営していくための会合を開いてもらえるように、町に強く働きかけしてほしい。
- ③、公民館は原則無料である。
- ④、受益者負担は当然である。
- ⑤、既存施設はどうするのか。

以上の結果をまとめ、平成28年2月、町執行部に文書で提出いたしました。

次に、施設使用料についてでございます。当委員会では、情報交換会においても活発な議論となった施設使用料について、平成28年6月3日から平成29年7月19日までの約1年間、慎重審議を重ねてきた。特に減免基準の明確化においては、町長と町教育委員会の方針が一本化されていないことに起因し、長期議論の結果となった。

そして、既存施設の今後についてでございます。既存施設の集約化と経費節減のため、中央公民館開館後における既存施設のあり方についても活発な議論を行ってきた。特に邑楽町公民館については、町の考え方として最初に示されたのは、社会福祉協議会への貸与であったが、修繕費や人件費などに高額な経費が見込まれるため、廃案となった。当委員会では、中央公民館開館後速やかに解体するべきとの意見が多数を占めたが、執行側から人員を配置せず、倉庫としてのみ使用させてほしいとの案が示され、委員会としておおむね了承した。

そして、最後になりますが、意見書提出ということでございます。以上、2年超にわたる当委員会での調査研究を踏まえ、町民の将来的負担を軽減し、何人からも愛される中央公民館として次世代につなぐため、町長及び教育長に対し、別紙のとおり意見書を提出するものであります。

ここまでを報告とさせていただきます。

○小島幸典議長 以上で委員長からの報告を終わります。

○小島幸典議長 日程第4、発議第4号に入る前に、議案中の字句の訂正をお願いします。

中央公民館建設に係る意見書の1行目にある「待ち」の字句が誤字となっておりますので、ご訂正願います。

◎日程第4 発議第4号 中央公民館建設に係る意見書提出について

○小島幸典議長 日程第4、発議第4号 中央公民館建設に係る意見書提出についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

松島茂喜議員。

〔4番 松島茂喜議員登壇〕

○4番 松島茂喜議員 趣旨説明ということでございますけれども、意見書の中にあります内容を朗読させていただくことでかえらせていただきたいと思います。

中央公民館建設に係る意見書

平成24年10月に町が設立した中央公民館建設検討委員会では、今日に至るまで、熱心に闊達な議論を重ね、建設基本構想・基本計画（案）の策定及び答申等ご尽力されてきた。これは当委員会として心から敬意を表するものである。しかしながら、その会議録から見えてきたことは、ランニングコストや使用料についての議論が余り見受けられないという点であった。加えて、近年の建設コストの高騰が影響し、近隣の市町でも入札不調などの事態が発生していた。

そこで、呂楽町議会では、町民負担を増大させないために財政的見地からの調査研究が必要であるとの議論が高まり、チェック機能を果たすべく、議会改選後間もない平成27年6月議会定例会において、中央公民館建設特別委員会を設置した。

まず、事業を進める上で今後決してあってはならない事態が発生したことに触れておく。当委員会が設置されてわずか10日後に、突然、設計業者が民事財政法適用申請を行った。これにより、業務が約3カ月間中断し、多くの町民に不安を与え、あらゆる関係諸所に混乱が生じた。その結果、町民が大きな不利益を受けたのは紛れもない事実である。その責任は、第一義的には設計業者であるが、業者選定の段階で経営状況などのチェックを怠っていた町側にも瑕疵があったことは客観的事実である。二度とこのような事態が発生することのないよう、町においては業者選定に対するチェック体制を強化し、契約に係る手続を慎重に行うよう強く要望するものである。

次に、当委員会では利用者団体との情報交換会を3回にわたり開催したところ、合計169名の方が参加された。この中では、中央公民館の今後の運営についてや使用料を中心に多くの貴重な意見をいただいた。既にこの内容については、平成28年2月に文書にまとめ、町執行部に提出してあるため、その詳細は省略させていただくが、それに記載されている一人一人の意見要望を真摯に受け止め、施設の運営管理に万全を期していただきたい。

さて、この情報交換会を通じて当委員会の統一見解を述べておく。参加者数及び意見数からしても、中央公民館に対する期待は大きく、町民の手による充実した施設運営を行いたいという意識の高さを感じ取ることが出来る。しかし、一方では、中央公民館に関する情報が不十分であるため、町に対して積極的な情報提供を望む声があった。今後は更に、利用団体との情報交換に努めていただきたい。

そして、ランニングコストについてであるが、当町では少子高齢化に加え、人口減少に歯止めがかからない状況が続いている。当委員会では今後予測されるランニングコストを既存施設の支出実績を基準に算出し、平成27年9月議会定例会において報告した。それによると、修繕費及び人件費を含めた総額は、約1億円に上ることが明らかになっている。

また、施設を集約することで、人件費及び光熱水費が減額となることも予測されるが、長柄公民館及びおうらヤングプラザにおいては当面現状維持という町の方針であるが故に、中央公民館開館後においても総体的なコストは削減されないものと思われる。

そもそも中央公民館建設事業は、既存施設を集約するという大前提で推進されてきた。その背景には、将来的に少子高齢化・人口減少が必至という現実がある。故に我々には、後世に残す負担を出来る限り減少させる責任がある。しかし、現状のままではそれが実現される状況下にはない。その原因は先に述べたように明らかである。

よって、中央公民館開館に向け、利用者団体に理解を求め、出来る限り早急のうちに既存施設の集約化を実現するよう要望する。

そして最後に使用料についてである。この懸案事項については、当委員会では約1年間にわたり長く議論を重ねてきた。

金子町長の議会答弁にもあるように、受益者負担の原則から電気代などの実費は求めても良いという見解を当委員会でも統一した。しかし、減免基準については委員と町執行部では意見が割れる結果となった。使用料の決定における町長及び教育長の裁量権を認めてほしいという町執行部に対し、入場料を徴収する団体においては減免すべきではなく、また、裁量を残すことで不公平な結果を招く恐れがあるとした委員との間で議論となった。

平成29年7月19日に開催された当委員会では、その裁量は認めるものの、減免基準を最大限明確化し、処分を受けた申請者に対して十分な説明責任を果たすよう町執行部に要望することで統一見解とした。

中央公民館をはじめとして公共施設は、全て私物ではなく公有財産であり、誰もが平等に使用する権利を有している。すなわち、使用料の減免基準は何人に対しても平等でなければならない。

故に減免基準のみならず共催事業をはじめとする取り扱いについても、内部的規範である要綱ではなく、条例・規則に明確に定め、決定責任の所在を明らかにし、行政の透明化を図られたい。

結びに、この中央公民館が次世代にとって負の財産とならないよう、町執行部に警笛を鳴らし意見書とする。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

以上です。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより発議第4号 中央公民館建設に係る意見書提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

以上のとおり、本議決をもって中央公民館建設特別委員会の調査を終了いたします。

◎日程第5 議員派遣の件について

○小島幸典議長 日程第5、議員派遣の件についてを議題とします。

会議規則第126条の規定により、配付のとおり議員を派遣します。

お諮りします。配付のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定します。

◎日程第6 閉会中の継続調査について

○小島幸典議長 日程第6、閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に印刷配付してあります継続調査事項一覧表のとおり申し出がありました。

お諮りします。各委員長より申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定します。

◎閉会の宣告

○小島幸典議長 以上をもちまして、今期定例会の日程は全て終了しました。

閉会に当たり、町長から発言の申し出がありますので、許可します。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 平成29年第3回邑楽町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の挨拶を申し上げます。

9月5日から本日9月15日までの11日間にわたり開会されました議会定例会では、提案いたしました行政不服審査会委員、情報公開・個人情報保護審査会委員、公平委員会委員の委嘱選任につき

まして、全て同意をいただきました。また、平成29年度各会計補正予算及び平成28年度各会計歳入歳出決算について可決、認定いただきまして、まことにありがとうございました。

さて、本日早朝、全国瞬時警報、いわゆるJアラートの放送が流れました。町として、担当職員はじめ三役も対応したところでありますけれども、異状を認めず、安心したところであります。

また、収穫の時期を迎え、農家では台風被害等が心配される場所でもあります。台風18号も日本列島を縦断するとの気象予報もあります。町といたしましては、厳重な防災体制に努めてまいりたい、こんなふうには思っております。

議員各位におかれましては、今後気候の変化も多くなってまいります。そのような時期になりますので、健康には十分留意されまして、町のため、町民のためにご活躍をいただきますようお願い申し上げます。御礼の挨拶といたします。大変お世話になりました、ありがとうございました。

○小島幸典議長 以上で平成29年第3回邑楽町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

〔午後 2時08分 閉会〕